

を一体的に提供している事業所を、事業所所在市町村以外に居住する要支援者が利用している場合、当該者が途中で要介護に区分変更した際に、地域密着型通所介護に関して、他市町村の指定が改めて必要となることとなり、原則通りの運用を行った場合、市町村の事務が繁雑になる。

このため、各市町村が効率的な事務を行うことができるよう、介護保険法第78条の2第9項及び10項の運用として、別添に加えて、子ども・子育て支援制度の事業所内保育事業所の従業員枠と同様に、以下のような取扱いを行うことが可能な取扱いとする。

なお、イメージと相互利用協定書の例（事業所内保育事業所の例）を添付するので参考にされたい。

【都道府県内の各市町村において事前に同意を得たこととする方法】

都道府県単位で、地域密着型通所介護事業所について、複数の市町村が相互に介護保険法第78条の2第9項及び10項に基づき、指定に当たり事前に居住地市町村が指定を行うに当たって所在地市町村の同意を不要することについて同意する旨を取りまとめ、所在地市町村による指定が得られれば、居住地市町村が指定申請を受けた場合、各居住地市町村においても指定を得られたものとみなすこと。

この場合、複数の市町村間の調整が必要となるため、都道府県が積極的な役割を果たすことが望ましい。

なお、都道府県域を越える利用の取扱いも想定される場合については、各都道府県間で更に調整を行うこと等が考えられる。

(添付)

- 事業所内保育事業所の従業員枠に係る確認手続きについて（資料） p 4・6
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260911/pdf/s6-4.pdf>

- 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて（通知） P 8 の 3 (2) (ii)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-jigousyo-t.pdf>

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた介護保険上の指定手続の簡素化に係る再周知について（平成 27 年 4 月 10 日付け事務連絡）（抜粋）を改変

【別添】

○ 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定の手続並びにその簡素化に関する事項

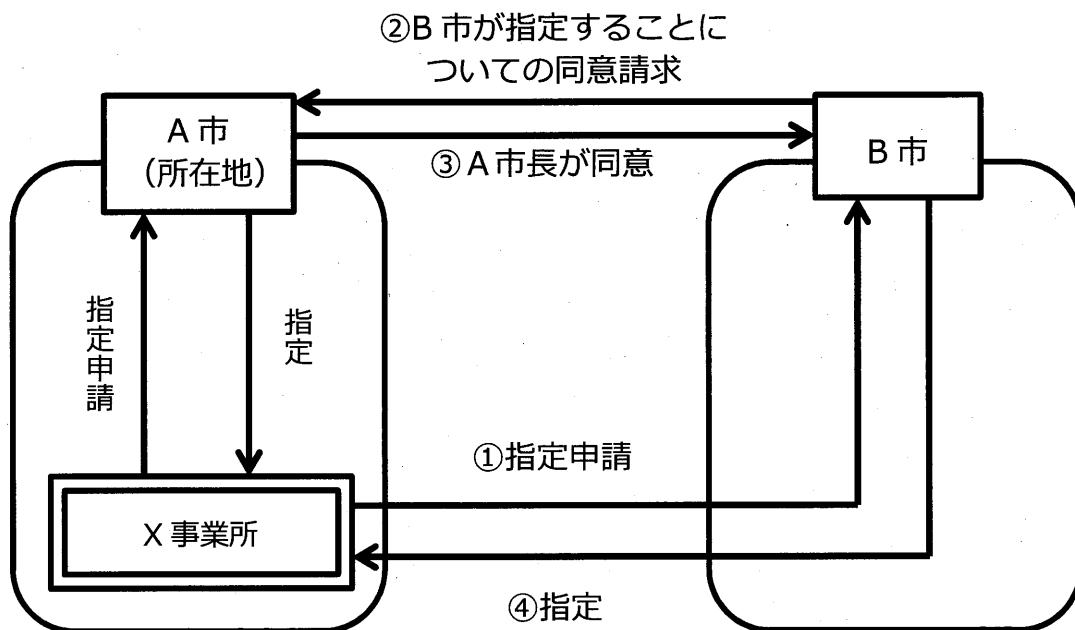
他市町村に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）の指定の手続並びにその簡素化に関する事項については、全国介護保険担当課長会議（平成 16 年 9 月 14 日開催）の資料及び介護保険最新情報 Vol. 216（平成 23 年 6 月 22 日発出）において、関係者各位に周知を行ってきたところである。

今般、対応方針において、他市町村に所在する事業所の指定の手続及びその簡素化について、改めて関係自治体に周知することとされたことから、各自治体におかれでは、下記の手續が可能であることをご承知置きいただきたい。

① 他市町村に所在する事業所の指定手続

事業所の指定については、当該事業所所在地の市町村長の同意を得て、他の市町村長が指定することで、当該他の市町村の被保険者もサービスを利用することができる（介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 4 号関係）。

たとえば、下図の場合、B 市は A 市長の同意があれば、A 市に所在する X 事業所を指定することができる。



② 他市町村に所在する事業所の指定手続の簡素化

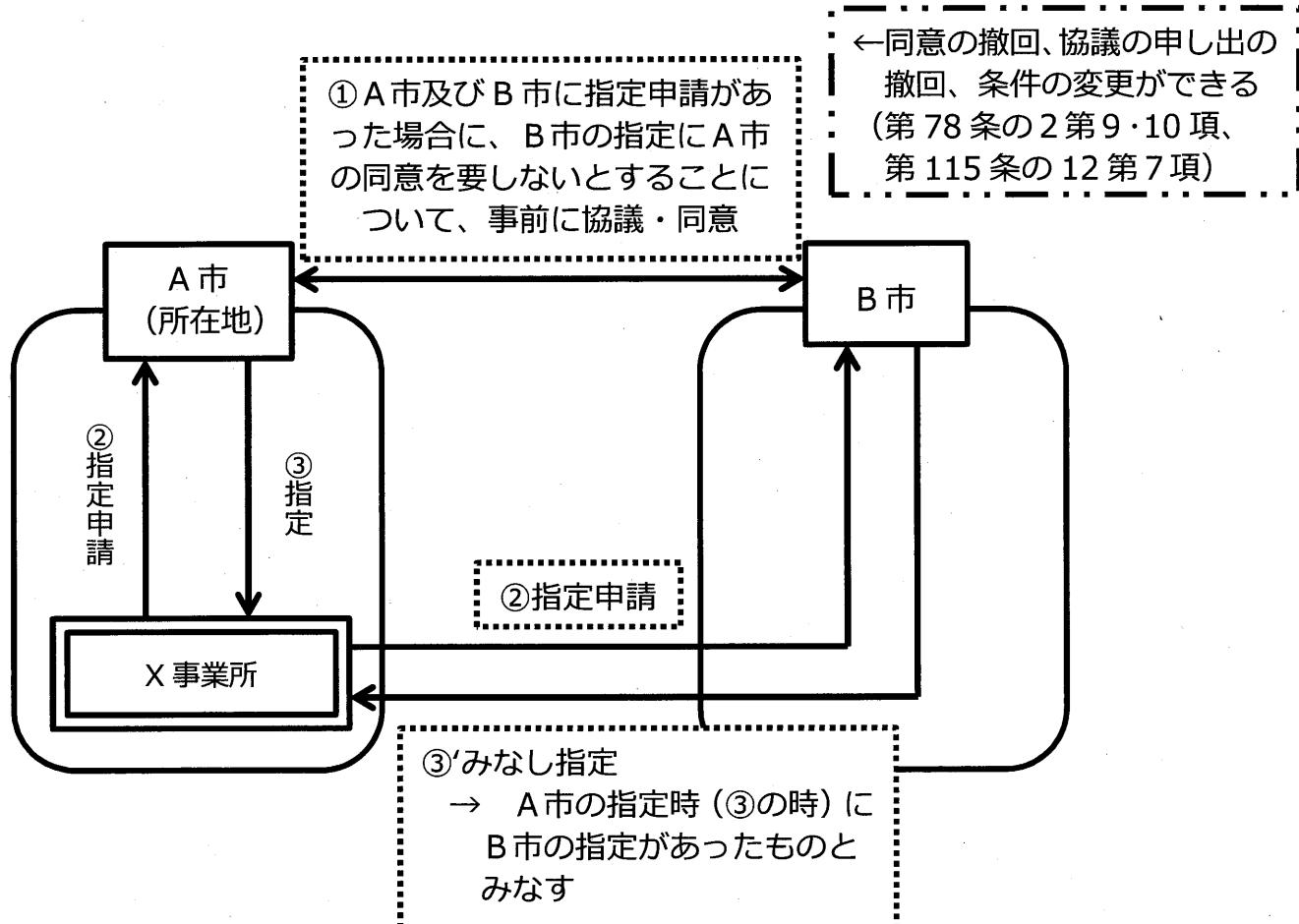
現在、介護保険法においては、以下のとおり、他市町村に所在する事業所の指定手続の簡素化が可能となっている。

- (1) 市町村長間の協議により事前の同意があるときは、他市町村に所在する事業所の指定に当たって、介護保険法第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号の所在地市町村長の同意を要しないものとすること(第78条の2第9項及び第115条の12第7項関係)。
- (2) (1)により所在地市町村長の同意が不要とされた場合であって、次のア又はイに掲げるときは、それぞれア又はイに定める時に、当該指定申請者について、指定申請を受けた市町村長(以下「被申請市町村長」という。)による指定があったものとみなすものとすること(第78条の2第10項及び第115条の12第7項関係)。

ア 所在地市町村長が指定をしたとき 当該指定がされた時

イ 所在地市町村長による指定がされているとき 被申請市町村長が申請を受けたとき

※ 事業者から所在地以外市町村への指定申請は、所在地以外市町村の判断により、提出書類の一部を省略可能(介護保険法施行規則第131条の3の2等)



【参考条文】

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。
 - 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
 - 9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。
 - 10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であって、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。
 - 一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時
 - 二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされていると

き 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の十二 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。
 - 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 7 第七十八条の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法施行規則

(平成十一年厚生省令第三十六号)

(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の三の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月

日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

※上記は、地域密着型通所介護の例であり、その他サービスも同様の規定あり。

8 介護分野におけるＩＣＴを活用した生産性の向上について

将来の介護サービス需要の増加が見込まれる中、必要な介護サービスを支える介護人材を確保していくことは、現在、政府として取り組んでいる一億総活躍社会の実現に向けて重要であり、必要な人材の確保に向けては、ＩＣＴの活用等による介護分野の生産性の向上の推進が求められている。（資料8）

今年度、国において、訪問・通所介護事業所を対象として、一連の業務プロセス（日々のサービス提供、介護報酬請求等）において発生している事務や、自治体の指導監査等に対応するために備えている書類について、ＩＣＴの機器を導入することにより、サービス提供記録や残業時間の短縮や職員の負担軽減等の効果検証を行うモデル事業を実施しているところである。

上記のモデル事業の成果を踏まえて、ＩＣＴの機器を導入しているサービス事業所に対する自治体の監査における対応や介護サービス事業所への導入の促進を図るための手引きを作成することとしているため、内容がまとまり次第、情報提供を行う予定である。

また、来年度についても、引き続き、介護サービス事業所におけるＩＣＴ導入の実態把握や、対象となるサービスの範囲を広げて、ＩＣＴの活用に関するモデル事業を行う予定である。

貴管内の介護サービス事業所において、モデル事業を実施する際には、個別に内容の説明を行うが、あらかじめ取組へのご理解とご協力を願いしたい。

	集中改革期間	2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	~2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018 年度		
	《厚生労働省》 <②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上> 地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援	通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末	通常国会		
	介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出、成立 2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施 ・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。 ・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知 ・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映 ・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進			・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施 ・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 ・書類削減に向けて対応可能なものから実施 ・ICTを活用した効率的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施	
公的 サービスの 産業化					地域医療介護総合基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施 都道府県数【47都道府県】、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率【100%】

居宅サービス事業所における業務効率（ペーパーレス）化促進モデル事業

- 介護サービスの生産性向上等を図るため、平成28年度当初予算により、ICT等を活用した居宅サービス事業所等の業務効率化に取り組む。
- 具体的には、居宅サービス事業所等がICTを活用した業務効率化に取り組む場合の効果検証を行うとともに、業務効率化に向けた手引きを策定する。

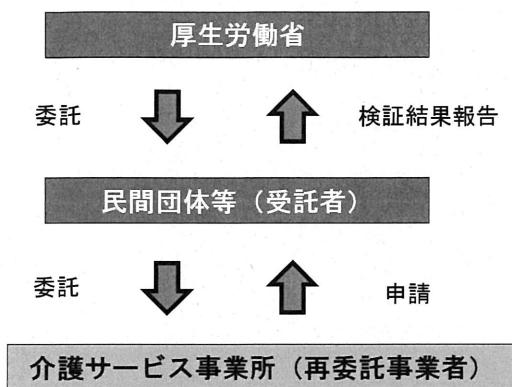
平成28年度当初予算 1.3億円		
(1) ICTを活用したペーパーレス化の取組に係るモデル事業		
調査概要	・27年度事業の検証結果を踏まえた、ICTの活用等による業務プロセスの効率化モデルの策定 ・効率化モデル導入による課題分析及び効果検証	
調査内容	・市町村の指導監査業務等に与える課題把握 ・手作業で行われている事業所内業務のペーパーレス化等による業務改善効果 等	
調査客体	13法人40事業所で実施中 (訪問介護9事業所、通所介護31事業所)	
(2)ペーパーレス化等による業務効率化に向けた手引きの策定		
概要	モデル事業の検証結果を踏まえ、業務効率化に向けた手引きを策定	
内容	・効率化が可能な業務 ・効率化を図った場合の効果 等	
対象	市町村、都道府県、事業所向け	

① 施策の目的

一億総活躍プランにおいて、「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスを支える人材確保に向けた取組として、ICTを活用したペーパーレス化等による文書量の半減により生産性向上を目指す。

② 施策の概要

介護における生産性向上を図るため、介護サービス事業所におけるICT導入の実態把握や今後の課題整理を有識者（事業者、保険者、システム関係者等）に行わせることなどにより、効果的なICTの普及方策を検討する。

③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ(経済効果、波及プロセスを含む)等

○ 実施主体 国(民間団体等への委託を想定)

○ 補助率 10／10

○ 成果イメージ

介護サービス事業所内における日々のサービス提供記録等のICT化による効果測定や今後の課題整理を行い、より効果的なICTの普及に向けた基盤のあり方などの検討を行うことで、介護職員の負担軽減と更なる生産性向上を図る。

9 介護サービス情報の公表に係る事務・権限の指定都市への移譲等について

(1) 介護サービス情報の公表に係る事務・権限の指定都市への移譲について（平成 30 年 4 月予定）（政令事項）

介護サービスが市町村域を越えて提供されている実態を踏まえ、介護サービス情報の公表制度については、広域性をもつ都道府県が実施主体とされているところであるが、地方分権改革の推進に向けて、指定都市及び指定都市を有する都道府県の意向も踏まえ、指定都市への権限移譲を行うことが閣議決定されている。

【事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）】

(8) 介護保険法（平 9 法 123）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。ただし、介護サービス情報の公表（115 条の 35 以下）については、利用者や事業者の利便性の確保等のため、指定都市と都道府県が調整を行った結果も十分に踏まえつつ、平成 28 年度以降に予定されている介護サービス情報公表システムの改修・整備を経た上で、指定都市に移譲する。

- ・介護サービス情報の報告（115 条の 35 第 1 項）
- ・介護サービス情報の公表（115 条の 35 第 2 項）
- ・介護サービス情報の報告に係る調査（115 条の 35 第 3 項）
- ・介護サービス情報の報告に係る是正命令等（115 条の 35 第 4 項）
- ・介護サービス事業者に対する指定等の取消し等（115 条の 35 第 6 項）
- ・指定調査機関への調査事務委託（115 条の 36 第 1 項）
- ・指定調査機関の指定（115 条の 36 第 2 項）
- ・指定調査機関に対する立入検査等（115 条の 40 第 1 項）
- ・指定調査機関の業務の休廃止の許可（115 条の 41）
- ・指定情報公表センターへの情報公表事務委託（115 条の 42 第 1 項）
- ・指定情報公表センターの指定（115 条の 42 第 2 項）
- ・指定情報公表センターに対する立入検査等（115 条の 42 第 3 項において準用する 115 条の 40 第 1 項）
- ・指定情報公表センターの業務の休廃止の許可（115 条の 42 第 3 項において準用する 115 条の 41）
- ・介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の公表の推進に係る配慮義務（115 条の 44）

指定都市への権限移譲にあたっては、国で管理するシステムの所要の改修を行う必要があることから、平成 29 年度以降の実施を予定していることは、平成 27 年 3 月 2

日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で既に示しているが、今般、平成30年4月を目途に実施することとしたので、お知らせする（別紙1）。

指定都市におかれては、介護サービス情報の公表に係る事務を把握する必要があることから、別紙2を参照し、事務手続きの把握に努めるとともに、平成30年度予算を検討する必要があることから、必要な予算規模の把握に努められたい。予算規模の把握にあたっては、調査・公表事務の外部委託や、手数料の徴収の有無（条例で規定。現行の都道府県の手数料については別紙3参照）、国の補助金の活用（手数料を徴収している場合であっても申請可能。詳細については別紙4参照）等を考慮する必要があるので、留意されたい。なお、疑問点は移譲元の道府県と適宜情報共有を行い、円滑な権限移譲の実施に向けて準備いただくようお願いする。

また、道府県におかれては、円滑な権限移譲が行われるよう、指定都市に対して必要な支援を実施していただくようお願いする。

（2）効率的な普及・啓発の実施

情報公表制度については、従来から都道府県を経由した一般の利用者に対するパンフレットの配布等、普及・啓発に向けた取組が行われてきているが、利用者が事業所等を選択するにあたり、情報公表制度が利用されていないとの指摘がある等、情報公表制度の普及・啓発に向けた取組が一層求められている。

については、「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書（平成26年3月）（※）」等の中で、方向性が示されているとおり、効果的な普及・啓発の方策等として、下記のような取組が有効と考えられるため、御了知の上、管内市町村（政令市、中核市を含む）、居宅介護支援事業所等の関係機関等にその周知徹底をお願いする。

（※）報告書は、以下HP参照。

http://www.espa-jyohokohyoshienjigyo.org/research/images/study_report.pdf

① 市町村のホームページ等による情報公表制度の周知

家族の介護や自らの年齢の上昇などにより、介護サービスの利用機会が新たに発生した際に、情報公表制度の存在を知っておいてもらうことが重要であることから、普及・啓発は、継続的に行っていくとともに、直接のサービス利用者以外への普及・啓

発活動も重要である。

そのため、まずは、地域住民が広く一般に利用する市町村のホームページに、①情報公表制度の専用ページを作成する、②介護サービスの利用手続きに関するページに情報公表制度のバナーを添付するなど、普及・啓発すること。

また、介護保険に関する利用者意識や関心が低い地域住民に対しても、普及・啓発を図っていくには、不特定多数の方の利用が多い行政機関の窓口や医療機関等を情報発信の場として活用することが考えられる。また、高齢者は介護サービス利用の前段階として、医療機関を受診している可能性が高いことから、例えば病院の待合室等で情報公表制度のパンフレットや事業所・施設の検索を行える端末を設置するなどの取組が効果的である。

② 情報公表制度のパンフレット等の手交など

普及・啓発にあたっては、必要な人に必要なタイミングで情報を提供することが有効であることから、介護サービスの利用手続きとあわせて取組を行うことが重要である。

具体的には、最初に介護サービスに関する情報が必要となるのは、要介護・要支援認定を受けた直後であることから、認定通知書とあわせて情報公表制度のパンフレット等を手交し、周知することが考えられる。

(※) 情報公表制度のパンフレット等は、以下HPからダウンロード可能。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kouhyou/index.html

③ ケアマネジャーの情報公表制度の活用

要介護・要支援認定を受けた後も、ケアマネジメントを行った上で、サービスの利用が開始されることから、ケアマネジャーから利用者・家族に対して、利用するサービスに関する情報提供を行う際に、情報公表制度の紹介や、情報公表システムを活用して事業所の比較・検討材料の提供もあわせて行うことが考えられる。

④ 紙媒体による情報公表制度の活用支援

現在、介護サービスを必要としている高齢者は、団塊の世代等に比べ、インターネ

ットよりも、対面での相談や紙媒体による情報収集がなじみやすいとの指摘がある。

このように、必ずしも、利用者や家族がインターネットを通じて情報を入手することは限らないことから、地域住民の介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターや市町村窓口において、情報公表システムを用いて対面でわかりやすく情報提供することや、地域内の事業所の一覧情報を冊子でまとめ、必要に応じて相談者へ提供するなど、情報公表制度の活用支援に積極的に取り組むこと。

(3) 生活支援等サービスの情報公表

地域包括ケアシステムを構築する観点から、高齢者が住み慣れた地域生活を継続するするために有益である配食や見守り等の生活支援等サービスの情報については、介護サービス情報と同様に、情報公表制度を活用し、広く情報発信していくことが必要である。

このため、これらの情報を広く高齢者及びその家族等が知ることができるよう、地域支援事業として生活支援体制整備事業が設けられていることも踏まえ、市町村が生活支援等に関する情報を把握し、周知していくべきであることから、平成27年度から、市町村は、生活支援等サービスの情報公表に努めなければならないこととしている。

生活支援等サービスの情報を市町村が公表する際には、情報公表システムを改修の上、平成27年10月から市町村が直接当該システムを使用して公表することを可能としたが、生活支援等サービスの情報を公表している市町村は限られている状況であることから、市町村においては、上記の趣旨を踏まえ、情報公表システムを活用して生活支援等サービスの情報の公表に努めていただきたい。

なお、生活支援等サービスの情報公表については、市町村担当者による公表を基本としつつ、具体的な入力等の作業について生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）も行うことができる枠組みとしているため、積極的に活用されたい。

また、情報公表システムでは、登録された生活支援等サービスを地図上に分かりやすく表示させることができるのである。このため、例えば、ケアマネジャーにおいても当該システムを活用することにより地域の介護保険外のサービスも含めた情報を把握し、ケアプランを作成するといったことも考えられることから、積極的に情報を公表するようにしていただきたい。

(1) 権限委譲(政令事項)の趣旨・目的

- 地方分権改革の推進に向けて、介護サービス情報の公表制度の権限を都道府県から指定都市に委譲するもの。

(2) スケジュール(案)

平成29年4月頃～	都道府県が公表事務を行う際に、適宜政令指定都市へ情報共有を行う(公表事務の把握) (いつ、どのような事務を行うのか等、公表事務の流れを把握する)
平成29年4月～9月	政令指定都市で公表事務実施方針の検討・決定 (調査・公表事務の外部委託、手数料の徴収の有無、訪問調査の頻度、調査員の確保方法、介護保険事業費補助金の活用等)
平成29年9月頃まで	権限移譲に係る政省令等の公布
平成29年9月頃～	上記を踏まえ、政令指定都市で平成30年度予算の検討 (手数料を徴収する場合は、手数料条例を定める必要がある)
平成29年12月頃～	都道府県・政令指定都市による事業所への周知 (指定都市に所在する事業所は、平成30年度から報告先が変わることから、事前の周知が必要)
平成29年12月末頃	国が介護サービス情報公表システムの公表事務試行用リリース (リリース後、指定都市は公表事務をテスト環境で試行できるようになる)
平成30年1月～3月	政令指定都市による公表事務の試行、指定調査機関、指定情報公表センターの公募(※) (※)調査、公表事務を外部委託する場合のみ
平成30年4月	権限移譲に係る政省令等の施行、国が情報公表システムリリース(※) (※)リリース後、指定都市は公表事務を本番環境で操作できるようになる
平成30年4月頃	国保連から政令指定都市等へ介護報酬実績額リストの情報提供 (情報提供後、指定都市等は公表対象事業所を確定する)
平成30年5月	都道府県による平成29年度分公表情報の年次確定(※)処理完了 (※年次確定とは、前年度の公表情報を確定させることを指す)
平成30年6月～	政令指定都市による情報公表事務の開始 (年次確定処理を完了後、指定都市が公表事務を行えるようになる)

(※)現時点での予定であり、今後変更があり得る。

(3) 公表事務の流れ(例)【現行】

①公表対象事業所の確定(1月～4月)

(前年の介護報酬の支払いを受けた額が100万円を超えたサービスのみが公表の対象)



②公表計画及び調査指針の策定(4月～5月)

(都道府県知事が、毎年報告に関する計画を定め、公表する。)



③計画通知書等の発出(6月)

(提出先、提出期限、調査の有無、手数料の有無等を明記した計画通知書を発出)



④報告内容の審査・受理(事業所から報告があり次第、隨時)

(事業所から報告を受けたら、内容の審査を行い、問題がなければ受理する。)



⑤訪問調査の実施(公表計画で定めた時期)

(公表計画に従って、訪問調査を実施する。)



⑥公表(公表計画で定めた時期)

(報告内容を受理した後、インターネットに公表する。)

別紙2-1

別紙2-2

公表事務の流れ(例)①【現行】

別紙2-1

①公表事業所の確定(1月～4月)

- 各都道府県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」)へ、前年の介護報酬実績額リストの提供依頼をする。
・前年の介護報酬の支払いを受けた額が100万円を超えたサービスのみが公表の対象
- 特定福祉用具販売の指定事業所すべてに、前年分の介護報酬支払実績額の把握のための通知を発出する。
(特定福祉用具販売に係る介護報酬支払実績額は、償還払のため、国保連で把握ができないため)

②公表計画及び調査指針の策定(4月～5月)

- 国保連から送付される「介護報酬実績額リスト」等をもとに、公表計画を策定する。
・都道府県知事は、毎年報告に関する計画を定め、公表することとなっている(介護保険法施行令第37条の2)
- 国のガイドラインを参考し、調査指針(※)を策定する。
(※)手数料を徴収して運営する場合は、手数料に関する条例も策定しておく必要がある。
参考:「介護サービス情報の公表」制度における調査における指針策定のガイドライン(平成24年3月13日(老振発0313第1号))

③計画通知書等の発出(6月)

- 計画通知書、報告の手引き、手数料納入通知書(※)等を、公表対象事業所に送付する。
(※)手数料納入通知書については、調査手数料及び公表手数料を徴収しない場合は、不要

④報告された内容の審査・受理(事業所から報告があり次第、隨時)

- 事業所から報告を受けたら、内容の審査を行い、問題がなければ受理する。

公表事務の流れ(例)②【現行】

別紙2-2

⑤訪問調査の実施(公表計画で定めた時期)

- 公表計画に従って訪問調査を実施する。
・「調査員養成研修」の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されている調査員が訪問調査を行う。
→ 指定都市が、平成30年度に調査を実施する場合、移譲元の道府県の調査員名簿に登録されている調査員を活用できるようにする予定
- 調査終了後、調査結果の入力を行い、内容の確認を行ったうえで、受理する。

⑥公表(公表計画で定めた時期)

参考:計画通知書(神奈川県様式)

- 報告内容を受理した後、インターネットに公表する。

(主な記載内容)

- ・事業所を運営する法人名
- ・公表対象事業所名、サービス名、事業所番号
- ・計画の期間
- ・調査票の提出先、提出期間
- ・調査を行う月
- ・調査を行う指定調査機関
- ・公表を行う月
- ・手数料
- ・ログインID、パスワード 等

平成28年度「介護サービス情報の公表」制度
計画通知書

平成28年4月1日

神奈川県保健福祉部障害者支援課
(公 司 名)

平成28年度「介護サービス情報の公表」制度における事業実施のため公表サービス事業に係る取扱いについて、次のとおり通知します。

事業実施する法人名
代表サービス名
公表サービス実施名、サービス名、事業所番号

【事業実施】
【サービス名】
【事業所番号】

申請者: 調査員が事業実施として、基本情報を、調査情報の範囲のなかで訪問調査を行います。
申請者の一時的休業はございませんが、公表事業実施として、基本情報、調査情報の確認が必要です。

調査の実施日 平成28年4月1日
調査の実施先 平成28年4月1日から平成28年3月31日
調査の実施期間 神奈川県保健福祉部障害者支援センター(下記のとおり)
調査の実施期間 平成28年3月1日から平成28年10月1日
調査を実行する月 1月
調査を実行する月 0000 住居: 000001~1
調査を実行する月 電話: 00-0000
調査を実行する月 1月
調査を実行する月 0000P
調査の実施先 神奈川県保健福祉部障害者支援センター(公表対象法人からログインIDとパスワードを提出)
★ホームページ: <http://center.rakuraku.or.jp/>
★調査票をホームページから提出する際のログインID、パスワード
ログインID: [事業所番号] / パスワード:
訪問調査のID:

● 当計画通知書は1年半大に有効です。

介護サービス情報公表制度の手数料額(都道府県別)(平成28年度)

別紙3

(単位:円)

都道府県	調査手数料	公表手数料	合計
北海道	25,300	0	25,300
青森県	21,000	4,000	25,000
岩手県	26,000	7,200	33,200
宮城県	24,000	6,000	30,000
秋田県	12,000	9,000	21,000
山形県	0	5,500	5,500
福島県	0	0	0
茨城県	0	0	0
栃木県	0	0	0
群馬県	0	0	0
埼玉県	0	0	0
千葉県	0	0	0
東京都	18,070	0	18,070
神奈川県	22,610	6,030	28,640
新潟県	0	4,500	4,500
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	21,000	6,000	27,000
山梨県	0	0	0
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	21,600	0	21,600
三重県	0	0	0

都道府県	調査手数料	公表手数料	合計
滋賀県	0	0	0
京都府	0	0	0
大阪府	25,000	2,000	27,000
兵庫県	0	0	0
奈良県	24,000	0	24,000
和歌山县	0	0	0
鳥取県	0	0	0
島根県	0	0	0
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	19,000	0	19,000
佐賀県	18,000	0	18,000
長崎県	0	0	0
熊本県	18,000	0	18,000
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	28,000	0	28,000

介護サービス情報の公表制度支援事業(実施要綱)

別紙4

平成29年度予算案 95,000千円 (※前年度と同額)

補助根拠	予算補助
補 助 率 (負担割合)	国1/2、都道府県1/2

1. 目的

介護サービス情報の公表制度については、介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表するものである。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成23年6月22日に公布され、介護サービスの情報公表制度においても、必要な見直しを行い、平成24年度より新制度施行となった。

このため、新制度施行後の運用について、各都道府県における当該制度の運営が円滑に実施できるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2. 事業実施主体

事業の実施主体は都道府県とする。ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができる認められる団体等に委託することができる。

また、都道府県に替わって、介護保険法に規定する指定情報公表センターの指定を受けた法人及び同法に規定する指定調査機関の指定を受けた法人が事業を実施する場合には、当該法人に対して助成することができる。

→要綱を改正し、事業実施主体に指定都市を加える予定。

3. 事業内容

(1) 介護サービス情報の公表事業

介護サービス情報の公表制度の調査、事業所情報の公表等の円滑な施行のために必要な事業とする。

ア 都道府県知事が必要と認める調査(都道府県指針に基づく調査)の実施

イ 都道府県指針の検証にかかるモデル調査の実施

ウ 情報公表制度を支援するコールセンター設置等

(例: 公表内容の読み解き等にかかる利用者への支援、公表項目の疑義照会等にかかる事業者への支援、報告データの審査等)

(2) 普及・啓発事業

(例: パンフレット、広報誌等の作成、事業者、利用者等に対する説明会やシンポジウム等の開催、その他普及・啓発のために必要な事業)

(3) 研修等事業

(例: 調査員指導者養成研修、調査員のスキルアップ研修、指定都道府県事務受託法人制度における調査機関・調査員を活用する場合の研修事業)

(4) 介護サービス情報の公表制度の円滑な施行のための事業として厚生労働大臣が認める事業

4. 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、手数料を徴収する都道府県において当該補助金を活用する場合、本実施要綱3.(1)の事業については、総事業費から手数料徴収額を控除した額に対して補助するものとする。

ドメインの変更

(趣旨・目的)

- 政府機関のWeb(ドメイン)サイトについては、国民の視点からわかりやすく、統合、再構築することが喫緊の課題となっている。
また、情報セキュリティの観点からも、Webサイトの正当性を確保(サイトなりすまし、偽装サイトへの誘導を防止する観点から
一目で府省のサイトとわかるなど)していくことが求められている。

(厚生労働省サブドメインの設定)

- 平成29年3月15日(水)から、介護サービス情報公表システムのドメインが変更となる。
→3月15日(水)以降は、新ドメインでアクセスする必要があるので、都道府県においては、管内市町村及び事業所に向けて周知すること。

(旧) www.kaigokensaku.jp

(新) www.kaigokensaku.mhlw.go.jp

※報告サブシステム、管理サブシステム等すべてのシステムが対象となります。

※「.jp」以降については、変更はありません。

処遇改善加算(V)の調査項目への追加

- 平成29年度から、公表項目に「処遇改善加算(V)」が追加されます。(老人保健課の資料参照)

(現行)

介護職員処遇改善加算(I)	[] 0.なし・1.あり
介護職員処遇改善加算(II)	[] 0.なし・1.あり
介護職員処遇改善加算(III)	[] 0.なし・1.あり
介護職員処遇改善加算(IV)	[] 0.なし・1.あり

(平成29年度~)

介護職員処遇改善加算(I)	[] 0.なし・1.あり
介護職員処遇改善加算(II)	[] 0.なし・1.あり
介護職員処遇改善加算(III)	[] 0.なし・1.あり
介護職員処遇改善加算(IV)	[] 0.なし・1.あり
介護職員処遇改善加算(V)	[] 0.なし・1.あり

介護サービスの質の確保

参考

- 介護保険サービスの質を担保するために、事業者において、①専門家による第三者評価、②インターネットでの介護サービス情報の公表、③各地域密着型サービス事業所が自ら設置する運営推進会議の開催、④地方自治体等による指導監査が行われている。

(事業者において行われる行為)

(一義的な受益者)

① 第三者評価

※事業者におけるサービスの質、運営内容、経営内容等の良否を専門的に判断・評価し、改善指導等を実施

事業者

※サービスの質、運営内容、経営内容等の課題を改善

② 介護サービス情報の公表

※事業者における現に行われている事柄(事実)をそのまま開示

被保険者

※自らのニーズに応じて良質なサービス(事業者)を選択

③ 運営推進会議

※各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにする場

事業者・利用者

※外部の視点からの評価による地域に開かれたサービスになる

④ 指導監査

※介護保険サービスを提供する事業者としての最低基準の遵守状況を確認し、必要に応じて行政処分

利用者

※最低水準の確保されたサービスを享受

介護保険サービスの質の確保

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】より適切な事業者を選択することが必要

- 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

- 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、努力が報われない)

介護サービス情報の公表制度

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

情報公表制度の概要

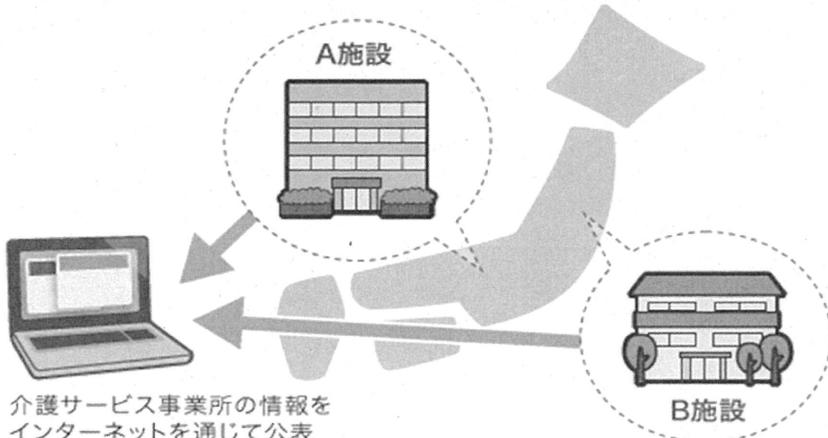
(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。
平成27年度時点で、全国約19万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



情報公表制度の仕組み

(情報の内容の確認)

事業所の情報は、都道府県がインターネットで公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①都道府県が毎年定める計画に従って、年1回、介護報酬収入年額100万円を超える事業所は、直近の事業所情報を都道府県に報告。
- ②都道府県は、公表されている情報の正確さを確保するため、指針に基づき、情報の内容について、事実の有無を客観的に調査し、確認。
- ③都道府県は、国で一元管理している情報公表サーバーを使って情報を掲載。

公表までのフロー図



※公表及び調査にかかる費用について地方自治法に基づき、都道府県は事業所から手数料を徴収することが可能

情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 提供サービスの内容
- 法人情報
- 従業者に関するもの
- 利用料等

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- 相談・苦情等への対応
- 事業運営・管理の体制
- その他（従業者の研修の状況等）
- サービスの質の確保への取組
- 外部機関等との連携
- 安全・衛生管理等の体制

※ その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

情報公表される内容(通所介護の例)

参考

○基本情報

事業所又は施設(以下この号において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局(以下この号において「法人等」とい)に関する事項
1 法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号(番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたもの)(限る。)及び電話番号その他の連絡先
2 法人等の代表者の氏名及び職名
3 法人等の設立年月日
4 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
5 その他の介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項

1 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
2 介護保険事業所番号
3 事業所等の管理者の氏名及び職名
4 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合はその直前の年月日)
5 事業所等までの主な利用交通手段
6 その他の介護サービスの種類に応じて必要な事項

事業所等において介護サービスに従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項

1 従業者の従業者の数
2 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
3 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
4 従業者の健康診断の実施状況
5 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
6 その他の介護サービスの種類に応じて必要な事項

介護サービスの内容に関する事項

1 事業所等の運営に関する方針
2 当該報告に係る介護サービスの内容等
3 利用報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
4 利用者等(利用者又はその家族をい。以下同じ。)、入所者等(入所者又はその家族をい。以下同じ。)又は入院患者等(入院患者又はその家族をい。以下同じ。)らの苦情に応じる窓口等の状況
5 当該報告に係る介護サービスの提供により防護すべき事故が発生したときの対応に関する事項
6 事業所等の介護サービスの提供に関する特色等
7 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
8 その他の介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

その他の都道府県知事が必要と認める事項

○運営情報

・介護サービスの内容に関する事項

介護サービスの提供開始における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置
2 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
3 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
4 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用料の負担する利用料に関する説明の実施の状況

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置
1 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
2 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
3 身体的拘束等(指定居宅サービス等基準百二十九条第四項に規定する身体的拘束等をい。以下同じ。)の排除のための取組の状況
4 計画的な機能訓練の実施の状況
5 利用者の連携等との連携、交流等のための取組の状況
6 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
7 健康管理のための取組の状況
8 安全な送迎のための取組の状況
9 シクリエーションの実施に関する取組の状況
10 施設、設備等の安全性、利便性等への配慮の状況

相談、苦情等の対応のために講じている措置

相談、苦情等の対応のために講じている措置
1 相談、苦情等の対応のために講じている措置
2 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況

介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
1 介護支援専門員等との連携の状況
2 主治の医師等との連携の状況
3 地域包括支援センターとの連携の状況
4 地域との連携、交流等の取組の状況

介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

適切な事業運営の確保のために講じている措置
1 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
2 計画的な事業運営のための取組の状況
3 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
4 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
1 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
2 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
3 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
4 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
1 個人情報の保護のための取組の状況
2 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況
3 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置
4 介護予防のための取組の状況

・都道府県知事が必要と認めた事項

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

参考

※都道府県は、これを参考して、調査指針を定める

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例)

新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)

(一定期間の例)

新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例)

運営情報の項目を中心に調査

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例)

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

* 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例)

更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例)

・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施
・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例)

2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適當と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例)

・福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所については、調査を行わないこととする。
・外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例)

主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例)

疑いのある項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があった場合

(調査方法等の例)

通報があった項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施

(調査方法等の例)

実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施

○その他必要に応じて実施する場合

(調査方法等の例)

食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査

(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

これまでの取組

○ 情報公表制度について

- 平成23年度に、大量の情報の中から事業所を選択する目安となるポイントや、比較・検討を行う際の事業所間の相違点の読み解き方等について整理したガイドブックを作成し、普及
- これまでも以下のとおり、平成24年度に、各都道府県で設置していた情報公表サーバーを国で一元的に管理。同時に、モデル事業を踏まえ、利用者の視点に立ったシステムの改善など抜本的な見直しを実施し、その後も適宜リニューアルを実施等しており、高齢者でもシステムが利用できるよう取り組んで来た。

	平成22年度	平成24年 10月	平成25年 7月	平成26年 10月	平成27年 3月	平成27年 7月	平成27年 10月
改修事項	モデル事業の実施	情報公表サーバーの国での一元管理 システムの改善	情報の追加	比較機能、検索機能の充実	スマートフォンアプリの開発	情報の追加	情報の追加
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」の観点から、システムに以下の改良を実施 <ul style="list-style-type: none"> 情報がコンパクトにまとめた「概要版」の追加 専門用語の解説を充実 検索機能の強化（営業日、営業時間等から検索可能に） 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の抜本的な見直しを実施 <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県で設置していた情報公表サーバーを国で一元的に管理 同時に、モデル事業を踏まえ、利用者の視点に立ったシステムの改善 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の追加 <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 	<ul style="list-style-type: none"> 比較機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 比較出来る件数を3件から30件まで拡充等 検索機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 「住まい」からの検索を新設等 全体を通じて公表画面の見やすさ等を改善 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンアプリの開発（GPS（位置情報）の活用による簡易検索、事業所までの道順検索等が可能に） 	<ul style="list-style-type: none"> 従業者に関する情報の追加 <ul style="list-style-type: none"> 従業者の教育訓練、研修等、従業者の資質向上に向けた取組状況（キャリア段位制度の実施状況を含む） 事業所の雇用管理に関する情報（任意公表） 通所介護の情報に宿泊サービスの届出情報を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の追加 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 生活支援等サービス ※市町村がシステムを活用できるように改修

介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書 概要

○ 本検討会の目的

介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目指とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

方向性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や介護予防に関する情報を追加

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

方向性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - 従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

3. 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

方向性

- 継続的な普及・啓発の推進
 - サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 - 病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 - 地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - 情報の見せ方・可視化の工夫（情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等）

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒ 地域包括ケアシステムに関する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

今後の介護サービス情報公表制度の活用の方向性

参考

地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や介護予防に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

情報公表制度の利活用を促進

- 時代とともに介護等を必要とする世代は入れ替わっていくことから、
- 現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
- 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

(制度の主な利用者) <見直しにより目指す効果>

国民

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にふさわしいサービスを自らが選択

介護サービス事業所・施設

- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与

地域包括支援センター・介護支援専門員

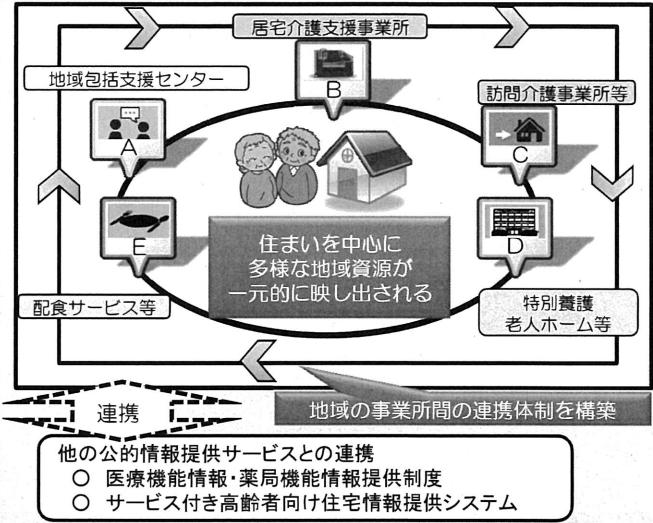
- 多様な主体が提供する生活支援・介護予防のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメント等で活用

自治体

- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築

情報公表システム

<今後の掲載イメージ>



情報公表制度の概要

参考

報告情報 (報告必須)	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報)	調査	○都道府県が必要と認める場合に調査 ※都道府県が定める調査指針、調査計画に基づき実施
報告情報 (報告任意)	○介護サービスの質及び介護サービスに從事する従業者に関する情報等(以下、「任意報告情報」という。) ※都道府県が項目を設定	調査方法	○調査員1名以上による訪問調査 ○訪問調査以外の方においても適正に調査が実施できると判断した場合は、他の調査方法による実施も可
報告対象サービス	○介護予防サービスを含む50サービス ※平成24年度から創設される新サービスについては、平成25年度以降に報告対象とする予定	公表情報	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報) ○任意報告情報 ※公表することに配慮
報告免除事業者	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分は廃止とし、100万円以下のサービスについては報告の対象外となる。	公表方法	○事業者から報告された情報を公表 ○調査を実施した場合は、調査結果を公表
基本情報調査票	○本体サービスと介護予防サービスの調査票を一体化(30種類) ※2つ以上のサービスを一体的に運営している場合については、従来どおり一体的な報告・調査を行うことを可能とする	公表システム	○国において公表サーバーを設置し、一元的に管理運営 ○管理運営費は国負担 ○国において公表システムを開発 ※システム開発費は国負担
調査情報調査票		公表事務	○国が設置した公表サーバーを活用し、都道府県は事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施
報告免除サービス等	○介護予防支援 ○特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム) ○居室療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導 ○短期入所療養介護(診療所) ○介護予防短期入所療養介護(診療所) ○介護療養施設サービス(定員8人以下の施設) ○見なし事業所における訪問介護、訪問リハ、通所リハ ・老人保健施設における短期入所療養介護、通所リハ ・介護療養型医療施設における短期入所療養介護	手数料	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能 (都道府県が条例で規定) ○指定情報公表センター、指定調査機関の手数料直し規定の廃止 ○手数料を徴収する際は、都道府県の歳入となる
報告時期	○都道府県が毎年定める計画による (年1回の報告義務)	計画	○報告計画、調査計画、公表計画を毎年定める ・報告計画 ・調査計画 ・公表計画
調査対象情報	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報) ○任意報告情報	報告拒否等への対応	○報告等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消又は停止

消費者のための 介護サービス情報ガイド

年齢層別・属性別に分類された情報
年齢層別・属性別に分類された情報
年齢層別・属性別に分類された情報

参考:「消費者のための介護サービス情報ガイド」
(平成24年3月 社団法人シルバーサービス振興会)

介護サービス情報公表サイトの情報を有効に活用するために、情報を読み解くポイントを整理しました
ガイドブック「消費者のための介護サービス情報ガイド」をご活用ください。(URLは以下のとおり)

10 介護職員資質向上促進事業等について

(1) 介護職員資質向上促進事業について

介護職員資質向上促進事業については、介護事業所・施設内におけるOJT(On-the-Job Training)を通じて介護職員の実践的な職業能力の向上を図りつつ、その能力を評価・認定することにより、介護事業所等における人材を育成することを目的としている。

28年度は、補助事業者において、介護事業所・施設において介護職員の実践的な職業能力の評価を行う評価者の養成（評価者講習）を行うとともに、内部評価の終了者からの申請に基づき認定を行う仕組みである介護キャリア段位として取組を進めてきた。本事業は29年度も実施する予定であるので、各都道府県におかれでは、関係者に対して改めて周知願いたい。

なお、介護事業所・施設が本事業に取り組むに当たっては、補助事業者が行う評価者講習を受講し、評価者を養成する必要があるが、地域医療介護総合確保基金において、介護従事者の確保に関する事業のうち「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」として、評価者講習にかかる費用に対する支援を盛り込んでいく。

このため、各都道府県におかれでは、当該基金を活用し、介護事業所・施設内における介護職員の人材育成に対する支援を推進していただきたい。（資料10）

(2) 介護職員初任者研修について

介護職員初任者研修については、介護に携わる者が、業務を遂行する上で、最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようすることを目的として行われている。介護職員初任者研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した者となっており、訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者を対象にしている。

なお、地域医療介護総合確保基金において、介護従事者の確保に関する事業のうち「介護未経験者に対する研修支援事業」として、介護業界への参入を希望する介護職員初任者研修に要する経費に対する支援を盛り込んでいる。

このため、各都道府県におかれでは、当該基金を活用し、介護職員初任者研修を受講する者に対する支援を推進していただきたい。（資料10）

地域医療介護基金を活用した介護従事者の確保

平成29年度予算案
公費90億円(国費60億円)

資料10

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンター・シルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護文書等に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・センター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

11 地域における高齢者の健康・生きがいづくりの推進について

(1) 老人クラブ活動の促進等

① 老人クラブの活動について

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、地域のニーズに応じた様々な活動を展開することで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めている。

その取組内容は、高齢者の閉じこもり予防や次世代育成支援、地域の再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会の実現にもつながる、極めて重要な活動であると認識している。

こうした中で、全国老人クラブ連合会では介護保険制度の見直し（新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設）を踏まえ、「新地域支援事業に向けての行動提案」を示したところであり、老人クラブで活動する高齢者が地域の実情に応じて介護予防・生活支援サービスの担い手になるための取組を進めているところである。

（資料 11-1）

各都道府県におかれては、上記老人クラブ活動の意義・有効性等について再認識され、管内市町村に対し周知するとともに、老人クラブ活動の促進についてご配慮願いたい。

なお、全国老人クラブ連合会が本年で創立55周年を迎えることから、平成29年度の全国老人クラブ大会において、厚生労働大臣表彰を実施する予定である。詳細は追って連絡するので、あらかじめご承知おき願いたい。

② 平成29年度予算(案)等

老人クラブは、全国各地に活動組織を展開するとともに、全国規模の民間団体ネットワークとしても有数のものであり、厚生労働省としても高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から、その活動に対して引き続き支援していくこととしており、平成29年度予算(案)においては、老人クラブ活動に必要な所要額(26.1億円)の予算を計上している。

また、この予算については、以下の事業への助成にも活用することが可能である。

- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービス提供者として老人クラブを想定している市区町村において、老人クラブが実施するその準備や試行的なサービス提供に係る経費への助成を行う事業
- ・ 老人クラブが、総合事業とは別の形で生活支援サービスの担い手として活動をしており、その活動費に対しての助成を行う事業 等

都道府県等におかれては、都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがいづくり及び健康づくり活動について、その必要性等に鑑み、所要の財源措置等にご配慮願いたい。

(2) 高齢者生きがい活動促進事業について

企業を退職した高齢者等が地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進するため「高齢者生きがい活動促進事業」を実施しているところである。

(資料11-2)

具体的には、見守り・配食等の生活支援など、地域包括ケアシステムの構築に資する、高齢者自らの社会参加、生きがいづくりの活動を行うNPO法人等団体の立ち上げや活動拠点の初度設備整備に必要な経費（1カ所あたり100万円）について支援を行うこととしている。

都道府県におかれでは、本事業についての市町村に対する周知や連絡調整についてご協力願いたい。なお、平成28年度に本事業の協議を実施した際、一部の市町村に周知されていなかった事例があったため、都道府県においては管内の全市町村に対し周知徹底をお願いしたい。

(3) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

① ねんりんピックへの積極的な取組みについて

平成28年度の第29回ながさき大会は、10月15日（土）から18日（火）まで「長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい」をテーマに、常陸宮妃殿下をお招きして盛会のうちに閉幕したところである。選手団の派遣等に当たって各都道府県等の方々にはひとかたならぬ御支援、御尽力をいただいたところであり、お礼申し上げる。

高齢者の社会参加、健康づくりや地域間、世代間の交流は活力ある社会の形成に今後とも欠くことのできない重要な課題である。各自治体においては、ねんりんピックをはじめ、多様な健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント等にできるだけ多くの高齢者の方々が参加できるよう各都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」や各種団体とともに参加の機会の確保等について特段の御配慮をお願いする。

また、多くの自治体にあっては、地方版ねんりんピックの開催に努力されていると承知しており、健康増進、文化活動の推進を図る観点から、引き続き積極的な取組みについても御配慮願いたい。

「明るい長寿社会づくり推進機構」は、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、①組織づくり、②人づくり、③気運づくりを積極的に推進してきたところであり、特にねんりんピックの開催にあたっては、選手派遣等において御尽力いたいているところである。

今後はこれらに加え、各都道府県等の老人クラブ連合会や高齢者の生きがいづくり、健康づくりに取り組む団体等との連携促進を積極的に図っていくことにより、

県内の高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進していくことが期待されることを踏まえ、その事業推進に支障が生じないよう各都道府県においては御配慮願いたい。

また、市町村や地域包括支援センター等と連携して地域の課題解決に資する高齢者の活動を促進していくことも重要であり、各都道府県においては「明るい長寿社会づくり推進機構」と市町村との連携体制づくり等についても御配慮願いたい。

③ 第30回あきた大会（ねんりんピック秋田2017）について

平成29年度は、秋田県で第30回あきた大会（ねんりんピック秋田2017）が開催される予定である。各都道府県等におかれましては引き続き本大会への御支援・御協力をお願いする。

（第30回ねんりんピック秋田2017の概要）

- ・テーマ 秋田からつながれ！つらなれ！長寿の輪
- ・期日 平成29年9月9日（土）～9月12日（火）
- ・会場 秋田市をはじめ17市町村

選手募集については、「第30回全国健康福祉祭あきた大会の概要（資料11-3）」を参照されたい。また、できる限り多くの選手が参加できるよう管内関係機関への周知について御協力いただきたい。

③ 今後の開催予定

第30回（平成29年度）	秋田県
第31回（平成30年度）	富山県
第32回（平成31年度）	和歌山県
第33回（平成32年度）	岐阜県
第34回（平成33年度）	神奈川県
第35回（平成34年度）	愛媛県
第36回（平成35年度）	鳥取県

- 介護保険制度の見直しにより、市区町村は要支援者に対して、平成27年度から3年間において独自の新地域支援事業に取り組み、対応しなければならないことになりました。
- 老人クラブが行う事業(活動)が、高齢者の在宅生活を支える「新地域支援事業」に取り入れられるよう、関係者との協議に努めましょう。

1. 市区町村老連は本年度(26年度)中に市区町村行政の対応計画を把握し、首長や担当者に老人クラブの事業(活動)について説明し、新地域支援事業との関連を再認識してもらうようにしましょう。

(1) 市区町村からの説明への対応

新地域支援事業が始まる平成27年に向けて、各市区町村では早急に取り組みの計画を作成し、住民・団体による「助け合い活動のめざすもの」について様々な機会を通じて説明・相談し、参画の呼びかけが行われるものと思われます。老人クラブの事業(活動)について充分理解してもらう必要があります。

(2) 協働の場(協議体)への参加

市区町村内の高齢者のニーズを把握し、計画を策定し、運営していくため、関係者が連携・協力していく必要があります。そのための場として「協議体」の設置が進められると思われます。協議体への参画によって、老人クラブ事業(活動)は多様な関係者にも理解され、連携が深まります。

2. 老人クラブの事業(活動)が新地域支援事業に取り入れられるよう積極的に働きかけましょう。

(1) 老人クラブ活動を活かした介護予防・生活支援活動

老人クラブでは地域の支援を必要とする会員・高齢者を対象に、声掛け、安否確認、話し相手、ごみ出し、外出支援等の友愛活動に取り組んできました。

この経験を活かし、新地域支援事業の理念の共有に努め、介護予防・生活支援サービスの担い手として、行政や住民・関係者と協働した活動を進めましょう。

(2) 老人クラブによる介護予防・生活支援サービス

支援を必要とする高齢者のニーズによっては、介護予防・生活支援サービスを事業化して老人クラブがこれを担うことが考えられます。例えば、毎日の家事援助、外出支援、配食など日常的な支援や健康教室、体力測定等の定期的な支援の中には、事業化することによって、より質の高いサービスや多様なサービスの提供を可能にすることも考えられます。

(3) その他の具体的な事例

・多様な通いの場

⇒交流サロン・喫茶室、趣味サークル、健康教室、体力測定、介護予防教室、等

・多様な生活支援

⇒声掛け、安否確認(電話訪問)、見守り、話し相手、お知らせ届け等情報提供、

⇒高齢者詐欺被害防止、防火・防犯・防災や災害避難協力、

⇒付添い(通院・買物・墓参・サロンや集会所やクラブ活動場所等への同行)、

⇒軽作業(電球・電池・水道パッキン等交換、重量物や高所物の移動、障子張替え、雑草刈り、植木剪定、簡単な家の補修、等)

⇒家事手伝い(掃除、窓拭き、草むしり、ゴミだし、布団干し、等)、

⇒買物や諸手続き代行、配食、移送サービス、等

3. 新地域支援事業に取り組むことで、老人クラブ活動が一層活性化され「100万人会員増強運動」に弾みをつけることになります。

新地域支援事業は、高齢者が住み慣れた自宅・地域でできる限り暮らし続けていけるようにする「福祉のまちづくり」の取り組みでもあります。

公的な介護保険制度に加えて、住民参加型の生活支援サービスが、地域ごとの実情に応じて拡大・進展することにより、高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人、全ての世代にとっての「福祉のまちづくり」につながります。老人クラブはこれまで「健康・友愛・奉仕」を基本に、地域で助け合い・支え合いの活動を行ってきました。

老人クラブが新地域支援事業の担い手として、会員のみならず地域の高齢者による支援の輪を広げることは、現在すすめている「100万人会員増強運動」の成果にもつながるものと期待されます。

高齢者生きがい活動促進事業（モデル事業）の概要

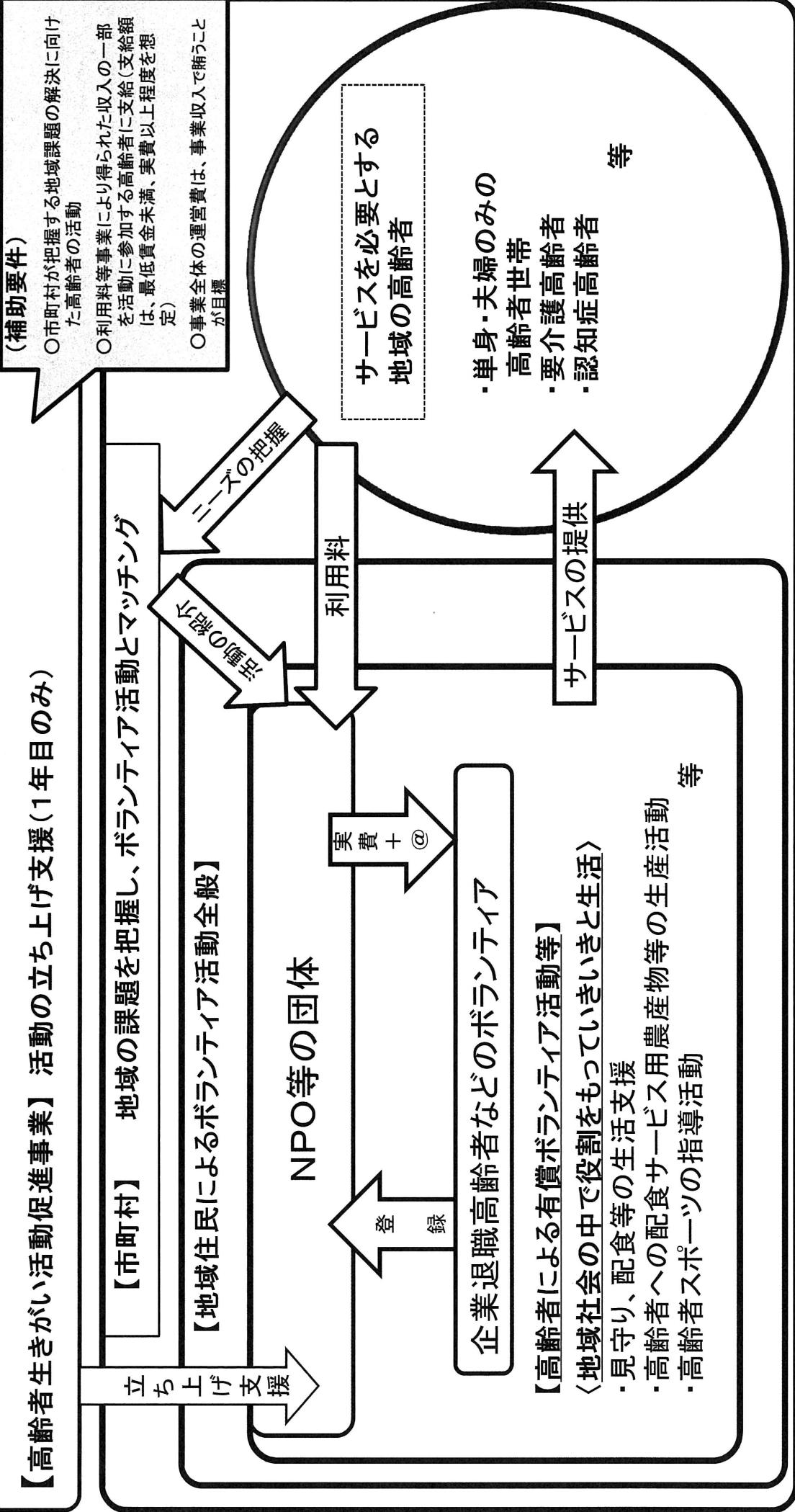
資料11-2

【事業の概要】

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持つて生きないと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となるモデル的な活動の立ち上げを支援

平成29年度予算案 10,000千円
(@1,000千円 × 10箇所)

【高齢者生きがい活動促進事業】活動の立ち上げ支援（1年目のみ）



○第30回全国健康福祉祭あきた大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

1 会期 平成29年9月9日(土)~9月12日(火)

2 募集チーム数等

(1) スポーツ交流大会

種目	参加資格	募集チーム数等	参加費	募集方法
卓球	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手6[男3女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
テニス	同上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男4女2]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	同上	同上
ソフトテニス	同上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男3女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	同上	同上
ソフトボール	同上	1チーム15人以内 (監督1、選手9、登録選手15以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	同上	同上
ゲートボール	同上	1チーム9人以内 (監督1、選手5[女2~4]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市:各3チーム、都:6チーム	同上	同上
ペタング	同上	1チーム4人以内 (監督1、選手3[女1以上]、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	同上	同上
ゴルフ	同上	1チーム3人(ハンディキャップインデックス25.0以下) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	1人 1,000円 <small>(代は別途)</small>	同上
マラソン	60歳以上	各道府県・政令指定都市:各6人、都:12人 (3km・5km・10km 各2人、都は各4人)	1人 1,000円	同上
	一般:別途定める	別途定める	別途定める	
弓道	同上	1チーム8人以内 (監督1、選手5[女1以上]、交代選手2以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	同上	同上
剣道	同上	1チーム8人以内 (監督1、選手5、交代選手2以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	同上	同上

* 長崎県の募集チーム数等は別途定める。

(2) ふれあいスポーツ交流大会

種目	参加資格	募集チーム数等	参加費	募集方法
グラウンド・ゴルフ	60歳以上	1チーム6人 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
太極拳	同上	1チーム8人以内(監督1、選手6~7) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	同上	同上
ウォーカリー	60歳以上	1チーム5人 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	1人 1,000円	同上
	一般:年齢制限なし	別途定める	別途定める	
ソフトバレーボール	60歳以上	1チーム9人以内(監督1、選手8[男女各3以上4以内]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市:各1チーム、都:2チーム	1人 1,000円	同上

種 目	参加資格	募 集 チ 一 ム 数 等	参加費	募 集 方 法
サッカー	60歳以上	1チーム20人以内（監督1、登録選手19以内） 各都道府県・政令指定都市：62チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
水泳	同 上	各都道府県・政令指定都市：各8人[男4女4] 都：16人[男8女8]	同 上	同 上
ダンススポーツ	同 上	1チーム9人以内（監督1、スタンダード・ラテンの部各2組以内） 各都道府県・政令指定都市：各1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
軟式野球	同 上	1チーム15人以内 各都道府県・政令指定都市：29チーム	同 上	同 上
ラグビーフットボール	同 上	1チーム25人以内（監督1、選手15、登録選手25以内） 各都道府県・政令指定都市：31チーム	同 上	同 上
マレットゴルフ	同 上	1グループ4名以内 各都道府県・政令指定都市：各1チーム	同 上	同 上
パークゴルフ	同 上	1チーム4人以内（男女各1名以上） 各都道府県・政令指定都市：各1チーム	同 上	同 上
ミニテニス	同 上	1チーム8人以内（監督1、選手6、登録選手8以内） 各都道府県・政令指定都市：各1チーム、都3チーム	同 上	同 上

* 秋田県の募集チーム数等は別途定める。

(3) 福祉・生きがい関連イベント

種 目	参加資格	募 集 チ 一 ム 数 等	参加費	募 集 方 法
囲碁	60歳以上	1チーム3人[男2女1] 各道府県・政令指定都市：各1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将棋	同 上	1チーム3人 各道府県・政令指定都市：各1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
俳句	募集句 高齢者：60歳以上 一般：60歳未満 ジュニア：小中学生	1人2句以内（雜詠）	無 料	事前募集
	当日句 年齢制限なし	1人2句以内（嘱目）		当日募集
健康マージャン	60歳以上	1チーム4人 各道府県・政令指定都市：各1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
美術展	同 上	・日本画の部 ・洋画の部 ・彫刻の部 ・工芸の部 ・書の部 ・写真の部	無 料	同 上

* 秋田県の募集チーム数等は別途定める。

3 参加申込

平成29年5月に、各都道府県・政令指定都市の所管部局又は明るい長寿社会づくり推進機構等を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。（別途、開催要領で定める。）

4 参考

60歳以上：昭和33年4月1日以前に生まれた人

12 東日本大震災の被災地における仮設住宅サポート拠点運営事業について

仮設住宅における「介護等のサポート拠点」の運営については、復興庁所管の被災者支援総合交付金及び福島再生加速化交付金によりその財政支援を行ってきたところである。

避難生活が長期化する中、仮設住宅等の高齢者等を取り巻く様々な課題に対しては、継続的に健康面や生活面での総合的な支援を適切に講じることが必要である。また、今後は仮設住宅から災害公営住宅等への移住が本格化することから、生活環境が変化する高齢者等に対しては、円滑な移住に向けて、より地域や個人の実情に応じた支援も必要となってくる。

そのため、「介護等のサポート拠点」の運営等により引き続き支援するとともに、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、平成29年度予算案においても、引き続き被災者支援総合交付金メニューとして位置づけ、他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金等による一体的な支援を行うこととしている。

13 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）について

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）については、すでに連絡したとおり平成29年1月より地方厚生（支）局に業務の一部を移管しているところである。

地方厚生（支）局が行う予定の事業内容は以下のとおりであるので、ご承知おきいただくとともに、事業の円滑な実施についてご協力いただきたい。

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）に係る自治体調査

（1）都道府県ヒアリング

平成29年度の介護人材確保にかかる事業内容及び所要額、過年度実施の事業状況等について、厚生（支）局ごとに管内の都道府県に対するヒアリングを実施予定

実施時期（目途）：平成29年5月

（2）基金残高調査

各都道府県の前年度末における基金残高及び基金の執行状況を把握するための調査の実施

実施時期（目途）：平成29年10月

（3）事業量調査

各都道府県の次年度における介護施設等の整備及び介護人材確保に関する事業見込み量（所要額）を把握するための調査の実施

実施時期（目途）：平成30年1月

また、平成29年度の事業量調査実施の際に周知したとおり、新規事業として「介護事業所でのインターナンシップ・職場体験の導入促進事業」及び「介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業」を基金メニューに追加するので、都道府県においては、引き続き地域の実情に応じた介護人材の確保についてご配慮願いたい。

